

大個審答申第 112 号
平成 31 年 3 月 28 日

大阪市長職務代理者
大阪市の市長 田中 清剛 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 松本 和彦

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 28 年 7 月 1 日付け大城生第 4212 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

- 1 実施機関が、平成28年 3 月25日付け大城生第4951号により行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）で開示しないこととした部分のうち、稼働年齢層検討票の「主傷病名」欄に記録された情報、病状調査票の「主な傷病名」欄に記録された情報、平成28年 1 月 7 日作成のケース記録票の 4 行目に記録された傷病名及び診療報酬明細書の「傷病名（部位）」欄に記録された情報は、開示すべきである。
- 2 平成28年 2 月10日作成のケース記録票及び平成28年 2 月15日作成のケース記録票において、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当しないとして開示請求の対象外とした部分について、開示請求の対象情報とした上で、改めて開示決定等を行うべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 28 年 3 月 11 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「生活保護での医療診療内容（医療機関より）などとケース記録全て H27 年 9 月から」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「平成 27 年 9 月以降の医療診療内容（医療機関より）と生活保護記録」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき、開示請求者の傷病名及び病状に関する記録、開示請求者以外の個人の氏名、住所及び電話番号並びに法人等の印影を開示しない理由を次のと

おり付して、本件決定を行った。

記

条例第 19 条第 1 号に該当

(説明)

病状調査票等に記載された傷病名及び病状に関する記録は、開示することにより病状の悪化をもたらすことが予見され、開示請求者の生命、身体、健康を害するおそれがあるため。

条例第 19 条第 2 号(平成 29 年大阪市条例第 69 号による改正前のもの。以下同じ。)に該当

(説明)

開示請求者以外の個人の氏名、住所、電話番号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第 19 条第 3 号に該当

(説明)

法人等の印影は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

条例第 19 条第 6 号に該当

(説明)

ケース記録票に記載された援助方針の病状に関する記録については、本市の事務に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 28 年 5 月 23 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消し、開示決定を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 生命等に害する病気は本人が知る必要性がある。死期まで医師が予測しているのであれば、生活上の注意が必要にもなるし、残された時間を知り、より有効に使用する方法を考えなければならない。
- (2) レセプト等の傷病名と診療内容は、病気のことがよりわかったり、本人に医師から言われた傷病名とレセプトの傷病名が違うこともあり、全ての開示を求める。
- (3) 生活保護課で行われた異議申立人の調査のために、調査場所から、異議申立人に被害を与える所があるので、どこに調査され、調査内容も、異議申立人は知っておかなければならないので、全ての保有個人情報の開示を求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 生活保護事務について

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とし、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うものである。

保護の対象となる者は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することが要件となっている。

このため、生活保護の実施に際して、稼働年齢層の者は、稼働能力の有無や程度について、年齢や職歴など踏まえ総合的に判断することとされており、本人の訴えのみで病状を判断するのではなく、病状調査を行うことが必要となる。本件情報はこれらの事務に関して、医療機関、嘱託医等から、病名、通院日数、病状、稼働能力、療養態度、自立支援医療適用の可能性、療養上の注意等を収集し、若しくは医療扶助事務に関する公文書に記載された情報である。

2 本件決定で非開示とした部分及び理由について

(1) 本件決定で非開示とした部分

ア 病状調査票及び診療報酬明細書のうち、傷病名及び病状に関する情報（以下「本件非開示部分1」という。）

イ ケース記録票のうち、異議申立人以外の個人に関する情報（以下「本件非開示部分2」という。）

ウ 病状調査票のうち、法人等の印影に関する情報（以下「本件非開示部分3」という。）

エ ケース記録票、稼働年齢層検討票のうち、「異議申立人の援助方針等」、「異議申立人の評価」、「実施機関等の異議申立人に対しての所見」等に関する情報（以下「本件非開示部分4」といい、本件非開示部分1から本件非開示部分4をあわせて「本件各非開示部分」という。）

(2) 本件各非開示部分を非開示とした理由

ア 本件非開示部分 1 について

病状調査票、診療報酬明細書の「傷病名」、「病状等の参考事項」、「今後の見込みについて」欄の異議申立人の傷病名及び病状に関する記録は、開示することにより、異議申立人と医師との診療の基礎的な信頼関係の喪失をもたらし、ひいては、他の医療機関を含めての治療・服薬の忌避を招き、治療計画に影響を与えることにより、諸症状の悪化につながるおそれがあることが予見され、異議申立人の生命、身体、健康、生活及び財産を害するおそれがあるため、条例第 19 条第 1 号に該当する非開示情報であると判断した。

イ 本件非開示部分 2 について

ケース記録票は、客観的事実を記録し、保護の決定や実施の根拠を明らかにし、生活実態、援助方針及び支援の結果を継続的に記録するものである。

各情報のうち、異議申立人以外の個人に関する情報は、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号等の記述により異議申立人以外の特定の個人を識別することができるものであり、かつ条例第 19 条第 2 号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため、条例第 19 条第 2 号に該当する非開示情報であると判断した。

ウ 本件非開示部分 3 について

病状調査票には、法人等の「印影」の情報が記載されており、これらの情報は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、開示しないこととされているものであり、かつ条例第 19 条第 3 号ただし書に該当しないため、条例第 19 条第 3 号に該当する非開示情報であると判断した。

エ 本件非開示部分 4 について

生活保護の実施にあたり、生活保護開始時の面接記録などからの生活歴を踏まえ、訪問調査を行い、実態を把握し、医療機関に対する病状調査票等により、自立を阻害する要因の把握、要因の解消に向けて何が必要か多角的に分析し、援助方針を策定している。

ケース記録票、稼働年齢層検討票のうち、本件非開示部分 4 が記載されており、また、その内容が異議申立人の認識と異なる場合に、顔、体に薬疹があり仕事不可で、他法他施策等の活用として以前から考えている副作用救済給付用障害年金の診断書の発行を病院、製薬会社、厚生局、ケースワーカー等が妨害し、記載してもらえないとの認識を訴えている状況で、開示すると実施機関と異議申立人との間の信頼関係が損なわれ、適正な援助方針の策定及び援助の実施が妨げられ、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第 19 条第 6 号に該当する非開示情報であると判断した。

また、ケース記録票、稼働年齢層検討票の援助方針の病状に関する記録については、病院から提供を受けた情報であり、病院が異議申立人に開示していない中で、実施機関より異議申立人に開示したならば、病院との信頼関係を損ない、協力が得られず、保護の適正な実施に必要な情報の収集ができず、今後の適正な事

務の執行に著しい支障が生じるおそれがあるため、条例第 19 条第 6 号に該当する非開示情報であると判断した。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第 19 条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第 19 条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件情報について

本件情報は、異議申立人に対する生活保護の実施に際して実施機関の職員が作成又は取得した公文書に記録された情報である。

3 争点

実施機関は、本件非開示部分 1 について条例第 19 条第 1 号を、本件非開示部分 2 について同条第 2 号を、本件非開示部分 3 について同条第 3 号を、本件非開示部分 4 について同条第 6 号を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は本件決定を取り消し、本件各非開示部分を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件非開示部分 1 の条例第 19 条第 1 号該当性、本件非開示部分 2 の同条第 2 号該当性、本件非開示部分 3 の同条第 3 号該当性及び本件非開示部分 4 の同条第 6 号該当性である。

なお、本件情報には、実施機関が、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないとして、本件請求の対象外とした部分が認められることから、その判断の妥当性についても判断する。

4 条例第 19 条第 1 号から第 3 号及び第 6 号の基本的な考え方について

(1) 条例第 19 条第 1 号について

開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通常、本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられるが、当該保有

個人情報の性質や開示を受ける本人の状況によっては、開示が必ずしも本人の利益にならないこともあり得ることから、条例第19条第1号は「開示請求者…の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報」については、開示しないことができる」と規定している。

例えば、カルテの開示において、インフォームドコンセントの考え方から、相当程度の病状等を開示することが妥当とされるが、患者の精神状態、病状の進行状況等から、開示が病状の悪化をもたらすことが十分予見される場合もあり得るので、そのような場合は本号に該当すると解される。

(2) 条例第19条第2号について

条例第19条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができる」と規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

(3) 条例第19条第3号について

条例第19条第3号本文は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）や事業を営む個人の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等…に関する情報であって、開示することにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として開示しないことができる」と規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等又は事業を営む個人（以下「法人等の事業者」という。）が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他開示することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は、条例第19条第3号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

(4) 条例第 19 条第 6 号について

条例第 19 条第 6 号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

5 本件非開示部分 1 の条例第 19 条第 1 号該当性について

(1) 実施機関は、本件決定において、本件非開示部分 1 の条例第 19 条第 1 号該当性について前記第 4 の 2 (2) アのとおり主張しているが、同号該当性について実施機関へ改めて確認したところ、次のアからウのとおりであった。

ア 病状調査票のうち、「主な傷病名」欄に記録された情報は、異議申立人が受診していた医療機関（以下「本件医療機関 1」という。）から異議申立人に対し、既に関示されているため、条例第 19 条第 1 号に該当せず、開示すべきであった。

イ 病状調査票のうち、「病状等の参考事項」及び「今後の見込みについて」欄に記録されている異議申立人の病状に関する情報は、本件医療機関 1 から異議申立人に対して開示されているとしても、その具体的な開示の程度は実施機関においては把握していない。

また、過去に異議申立人と本件医療機関 1 以外の医療機関において、診察結果等についてトラブルがあったこともあり、異議申立人の病状に関する情報に係る開示の程度や同情報を開示する時期について本件医療機関 1 と調整を行わずに、実施機関の判断に基づき同情報を異議申立人に開示すると、本件医療機関 1 と実施機関との信頼関係が損なわれ、今後、本件医療機関 1 から協力が得られなくなり、生活保護の適正な実施に必要な情報の収集ができず、今後の生活保護事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるため、条例第 19 条第 6 号にも該当する。

ウ 診療報酬明細書の「傷病名（部位）」欄に記録されている情報を開示すると、異議申立人の病識と当該情報の内容が著しく相違していることから、診療における医師と異議申立人との基礎的な信頼関係の喪失をもたらし、今後、実施機関が異議申立人に対し受診指導を行う必要がある医療機関を含め、異議申立人が治療や服薬を忌避することとなり、治療計画に影響を与えることにより、諸症状の悪化に繋がるおそれが予見されるため、条例第 19 条第 1 号に該当すると判断した。

(2) 前記(1)アの実施機関の説明を踏まえると、本件非開示部分 1 のうち、病状調査票

の「主な傷病名」欄に記録された情報は、既に本件医療機関1から異議申立人に対し開示されているとのことであり、開示することに特段の支障が認められないことから、異議申立人へ開示したとしても、異議申立人の生命、身体、健康、生活及び財産を害するおそれは認められず、条例第19条第1号に該当しない。

- (3) 次に、前記(1)イを踏まえると、本件非開示部分1のうち、病状調査票の「病状等の参考事項」及び「今後の見込みについて」欄に記録されている異議申立人の病状に関する情報について、開示の程度や同情報を開示する時期を本件医療機関1と調整することなく異議申立人に開示すると、本件医療機関1と実施機関との信頼関係が損なわれ、今後、本件医療機関1から協力が得られなくなり、生活保護の適正な実施に必要な情報の収集ができないとする実施機関の説明は十分に首肯でき、今後の生活保護事務の適正な執行に著しい支障が生じる相当の蓋然性があると認められる。

したがって、本件非開示部分1のうち、病状調査票の「病状等の参考事項」及び「今後の見込みについて」欄に記録された情報は、条例第19条第6号に該当する。

なお、実施機関は上記の情報の条例第19条第1号該当性も主張しているが、当該情報の開示の可否に係る当審議会の判断は上記のとおりであるから、当該情報の条例第19条第1号該当性については、判断しない。

- (4) 実施機関は、本件非開示部分1のうち、診療報酬明細書の「傷病名（部位）」欄に記録された情報の条例第19条第1号該当性について、前記第4の2(2)ア及び前記第5の5(1)ウのとおり主張しているが、診療報酬明細書は、患者が医療機関へ請求すれば、通常、患者に対して開示されるものである。

また、「傷病名（部位）」欄に記録された情報は、その病気の性質上、開示することにより、異議申立人の病状の悪化をもたらし、生命、身体、健康、生活及び財産を害することが予見されるようなものであるとは認められず、当該情報は、条例第19条第1号に該当しない。

6 本件非開示部分2の条例第19条第2号該当性について

- (1) 本件非開示部分2について

当審議会において本件非開示部分2を見分したところ、本件非開示部分2は次の情報から構成されていた。

ア 平成28年1月21日作成のケース記録票に記録の、本件医療機関1の職員の姓及び職名（以下「本件非開示部分2-1」という。）

イ 平成28年2月23日作成のケース記録票の1行目に記録の、異議申立人が受診していた医療機関（以下「本件医療機関2」という。）の名称（以下「本件非開示部分2-2」という。）

- (2) 本件非開示部分2-1の条例第19条第2号該当性について

本件非開示部分2-1は、前記(1)に記載のとおり、医療機関の職員の姓及び職名であり、他の情報と照合することにより、異議申立人以外特定の個人を識別することができるものであることから、条例第19条第2号本文に該当し、かつ、その性

質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

(3) 本件非開示部分 2-2 の条例第 19 条第 2 号該当性について

実施機関は、本件決定において、本件非開示部分 2 の条例第 19 条第 2 号該当性について前記第 4 の 2 (2) イのとおり主張しているが、同号該当性について実施機関へ改めて確認したところ、次のア及びイのとおりであった。

ア 本件医療機関 2 の医師から、異議申立人に関する評価及び援助方針等について、個人的な見解に基づき情報提供があったと解し、本件非開示部分 2-2 を開示することにより、異議申立人以外の個人に関する情報が明らかとなるため、条例第 19 条第 2 号に該当すると判断した。

イ 平成 28 年 2 月 23 日作成のケース記録票の内容は、平成 28 年 2 月 10 日に作成された、本件医療機関 2 から情報提供のあった異議申立人に関する率直な評価、所見及び援助方針等について記録したケース記録票の内容を引継ぎ、改めて異議申立人に関する評価及び援助方針について検討する内容となっている。

そのため、本件非開示部分 2-2 を異議申立人に開示すると、本件医療機関 2 と実施機関との信頼関係が損なわれ、今後、本件医療機関 2 から協力が得られなくなり、生活保護の適正な実施に必要な情報の収集ができず、今後の生活保護事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるため、条例第 19 条第 6 号にも該当する。

加えて、当審議会において本件非開示部分 4 に記録されている情報を見分したところ、本件医療機関 2 から寄せられた異議申立人に関する率直な評価及び所見と、異議申立人の自身に対する認識に相違があることが認められる。

これを踏まえると、異議申立人に本件非開示部分 2-2 を開示すると、前記イのとおり、本件医療機関 2 と実施機関との信頼関係が損なわれ、今後、本件医療機関 2 から協力が得られなくなり、生活保護の適正な実施に必要な情報の収集ができないとする実施機関の説明は十分に首肯でき、今後の生活保護事務の適正な執行に著しい支障が生じる相当の蓋然性があると認められる。

したがって、本件非開示部分 2-2 は、条例第 19 条第 6 号に該当する。

なお、実施機関は上記の情報の条例第 19 条第 2 号該当性も主張しているが、当該情報の開示の可否に係る当審議会の判断は上記のとおりであるから、当該情報の条例第 19 条第 2 号該当性については、判断しない。

(4) 実施機関は、本件決定における部分開示決定通知書において、「開示しないこととした部分」欄に「開示請求者以外の個人の氏名、住所、電話番号」と記載しているが、当審議会が本件情報を見分したところ、開示請求者以外の個人の住所及び電話番号が記録されている部分は見当たらなかった。

そこで、改めて実施機関に確認したところ、一般的な個人情報を表す文言として「氏名、住所、電話番号」と記載したとのことであった。

このような実施機関の対応は、開示請求制度を定めた条例の趣旨にもとるものであり、不適切であると言わざるを得ず、今後、実施機関においては、開示決定等に係る決定通知書の記載に当たっては、正確を期するよう要請する。

7 本件非開示部分 3 の条例第 19 条第 3 号該当性について

- (1) 当審議会において本件非開示部分 3 を見分したところ、本件非開示部分 3 は本件医療機関 1 の医師の印影及び署名であった。また、偽造等防止の観点から、医師の印影は、印影全体の左上部分 4 分の 1 を開示し、残りの部分を非開示としており、同様に、医師の署名は、署名全体の上部 4 分の 1 を開示し、残りの部分を非開示としていることが認められる。

本件医療機関 1 の医師は、本件医療機関 1 の勤務医であるところ、事業を営む個人とは認められないことから、本件非開示部分 3 は条例第 19 条第 3 号には該当しない。

なお、本件非開示部分 3 は、当該情報そのものにより、異議申立人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当すると認められる。

しかし、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 14 条の 2 第 1 項は、病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、診療に従事する医師の氏名等を当該病院又は診療所内に見やすいよう掲示しなければならないことを規定している。

したがって、本件非開示部分 3 の氏名そのものは、法令等の規定により異議申立人が知ることができる情報であると認められ、条例第 19 条第 2 号ただし書アに該当する。

ただし、本件非開示部分 3 は個人の印影及び署名であることから、これを全て開示すると、偽造や転用が可能となり、異議申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、偽造等防止の観点から実施機関が行った前記の開示方法は妥当である。

- (2) 実施機関は、本件決定における部分開示決定通知書において、「開示しないこととした部分」欄に、本件非開示部分 3 として「法人等の印影」と記載しているのみで、法人等の印影と同様に条例第 19 条第 3 号に該当するとして非開示とした署名については記載していない。

本件非開示部分 3 を非開示とする根拠を誤っていたにせよ、医師の印影と署名を同じ根拠で非開示としたことが分かるように記載すべきであり、前記第 5 の 6 (4) で述べたのと同様に、実施機関のこのような対応は不適切であると言わざるを得ず、今後、実施機関においては、開示請求における対応を適切に行うよう要請する。

8 本件非開示部分 4 の条例第 19 条第 6 号該当性について

- (1) 本件非開示部分 4 について

当審議会において本件非開示部分 4 を見分したところ、本件非開示部分 4 は次の情報から構成されていた。

ア 稼働年齢層検討票及び平成 28 年 1 月 7 日作成のケース記録票のうち、異議申立人の傷病名に関する情報（以下「本件非開示部分 4－1」という。）

イ 異議申立人の援助方針等、異議申立人の評価及び実施機関等の異議申立人に対しての所見に関する情報（以下「本件非開示部分４－２」という。）

(2) 本件非開示部分４－１の条例第１９条第６号該当性について

実施機関に改めて確認したところ、稼働年齢層検討票の「主傷病名」欄に記録された情報は、本件医療機関１から異議申立人に対し、既に開示されているため、条例第１９条第６号に該当せず、開示すべきであったとのことであった。

また、平成２８年１月７日作成のケース記録票の４行目に記録された傷病名は、実施機関が異議申立人から聞き取った内容であるため、条例第１９条第６号に該当せず、開示すべきであったとのことであった。

これに鑑みれば、本件非開示部分４－１を異議申立人へ開示したとしても、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性は認められず、条例第１９条第６号に該当しない。

(3) 本件非開示部分４－２の条例第１９条第６号該当性について

実施機関に改めて確認したところ、生活保護制度においては、被保護者とケースワーカー等との良好な人間関係を構築した上で、被保護者の自立を支援していくことが重要であり、そのため、ケースワーカー等は、ケースワークの援助技術として受容的な態度で指導を行う一方で、被保護者（世帯）の実情を明らかにし処遇方針や保護決定の根拠を示す必要があり、したがって、ケースワーカー等は、被保護者に対する評価等をケース記録票等に率直に記載するものである以上、当該記載は被保護者自身の所感と異なる場合もあり得ることから、本件非開示部分４－２を被保護者へ開示した場合、被保護者に無用の不信感や感情的な反発を生じさせることになり、事務の性質上、被保護者に対する支援のみならず、将来の生活保護事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことであった。

これに鑑みれば、本件非開示部分４－２は、確かにケースワーカーが異議申立人に対する生活保護の実施に関し適正な判断を行うために、異議申立人に対する評価、判定及び所見を率直に記載しており、これを開示すると、異議申立人が実施機関に不信感を抱き、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性が認められることから、本件非開示部分４－２は、条例第１９条第６号に該当する。

なお、開示請求等により被保護者からケース記録票等の開示を求められた場合に開示の可否が明確になるよう、被保護者に伝えた内容をケース記録票等に記録する際、実際に被保護者に伝えた内容と異なる表現を用いる場合は、その旨が分かるように付記することが望ましいことを申し添える。

9 本件情報のうち、本件請求の対象外とした部分について

平成２８年２月１０日作成のケース記録票及び平成２８年２月１５日作成のケース記録票において、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないとして、本件請求の対象外であることを示す空白部分（以下「本件白抜き部分」という。）が認められる。

当審議会において本件白抜き部分を見分したところ、実施機関が、異議申立人に関する評価や所見を第三者から聞き取った内容が記録されていることが認められた。

したがって、本件白抜き部分は、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当すると認められることから、本件白抜き部分を本件請求の対象情報とした上で、改めて開示決定等を行うべきである。

なお、このような判断誤りは、開示を受ける権利を侵害し、実質的に非開示であるにも関わらず、不服申立てを行う機会を奪うこととなり、市民に個人情報の開示を請求する権利を保障した条例の理念に反するものであるから、今後、実施機関においては、開示請求の対象となる保有個人情報に該当するか否かの判断に当たっては、正確を期するよう要請する。

10 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 川島裕理、委員 重本達哉、委員 小林邦子

(参考) 調査審議の経過 平成28年度諮問受理第21号

年 月 日	経 過
平成28年7月1日	諮問書の受理
平成28年9月6日	実施機関から意見書の収受
平成29年8月3日	調査審議
平成29年9月13日	調査審議
平成29年10月16日	調査審議
平成29年12月26日	調査審議
平成30年1月22日	調査審議
平成30年3月13日	調査審議
平成31年3月28日	答申